

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第2回所沢市みどりの審議会
開 催 日 時	平成30年5月24日(木) 10時00分から11時15分 まで
開 催 場 所	市役所5階502会議室
出 席 者 の 氏 名	亀山 章、荻野 豊、木村 智子、長谷川 勝、原口 雅人、水上 哲朗、 三ツ木 雅秋、関谷 佳和(以上、審議委員)
欠 席 者 の 氏 名	池邊 このみ、城戸 基秀、成田 元、鹿山 淳一郎、笹川 裕之
説明者の職・氏名	
議 題	(1)平成29年度所沢市みどりの基本計画の施策実施状況について (2) 駒ヶ原特別緑地保全地区の指定区域拡大について (3) 上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域の答申について (4) その他
会 議 資 料	・ 次第 ・ 資料1 所沢市みどりの基本計画に基づく施策の実施状況(全施策) ・ 資料2 所沢市みどりの基本計画に基づく施策の実施状況(重点プロジェクト) ・ 資料3 駒ヶ原特別緑地保全地区の指定区域拡大(同意確認結果)、 <スケジュール> ・ 資料4 (仮称)上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域についての 報告 ・ 駒ヶ原特別緑地保全地区拡大予定区域図(当日配布)
担 当 部 課 名	環境クリーン部部長 廣川 澄芳 環境クリーン部次長 小高 大輔 みどり自然課長 奥村 稔 建設部公園課長 岩崎 幸司 みどり自然課 主査 荒井 直樹 みどり自然課 主任 荻野 敏行 建設部公園課 主任 樋口 直紀 みどり自然課 主任 児玉 治彦 電話 04(2998)9373

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1 開 会 市役所 5 階 502 会議室にて、みどり自然課 荒井主査の司会で開会。</p> <p>2 あいさつ 開会にあたり、所沢市みどりの審議会 亀山会長より挨拶を行った。</p> <p>3 議題 議題 1 平成 29 年度所沢市みどりの基本計画の施策実施状況について みどり自然課児玉主任から配布資料 1、資料 2 について報告をおこなった。質疑応答については、次のとおりであった。</p>
亀山会長	今、みどりの基本計画の改定中の所、現計画の報告をもらうのはどういう意味があるのか。
児玉主任	毎年、春先の審議会にて現行計画に掲げている目標について前年度の実績を報告し、審議していただいているものになる。
亀山会長	承知した。質問等あるか。
水上委員	3 ページの「I-8 地域を代表する樹木の保全」に「保護樹木」とあるが、これは樹木医などが携わっているのか。どの位の樹木医がいて、どのような管理体制になっているのか。
児玉主任	樹木医はおらず、所有者に管理してもらうことになっている。
水上委員	所有者に管理してもらっていると、何か問題などあった時の報告などはあるのか。保護するということは、状態が保全されているのか、害虫にさらされていないのかといった確認が必要だと思うのだが。定期的に樹木医に診てもらうなどないのか。個人に任せていると気が付いた時には害虫にさらされていて切らなければならなくなる。
亀山会長	定期健康診断みたいなものを行っているのか、ということ。
児玉主任	所有者に委ねている所で、様子がおかしい場合などお問い合わせいただいているが、専門家で毎年定期的に診るということはやっていない。

奥村課長	<p>樹木の保全に関しては「保存樹木」と「ふるさとの樹」というものがある。幹周や樹高があり景観に寄与するような立派な樹が市内の屋敷林などにあるのだが、枝降ろしなど個人で所有していくのが大変なことを理由に伐採されてしまうことから、立派な樹に関して規定を設けて指定し、その維持にかかる費用については全額ではないが負担し、後世に残していこうとする制度となる。そのため健康状態までは手が回っておらず、まずは立派な樹を残してもらおうという所までとなる。</p>
水上委員	<p>樹齢が何百年など天然記念物に値するような樹木は市内にあるのか。</p>
奥村課長	<p>天然記念物に値するようなものは確認できていない。天然記念物に値するような樹木についてどうするかといった施策までは残念ながら持っていない。より立派な樹については「ふるさとの樹」として指定し保護していただくというのが現在の姿勢となる。今、指摘のあった天然記念物については今後、検討が必要かと思う。</p>
関谷委員	<p>「I-5 緑の基金の充実」で実績値が 1.77 億円減っているが、使い道を教えてもらいたい。</p>
奥村課長	<p>主として、柳瀬川沿いの市街化区域内の淵の森緑地、面積にして 1 千 4 百㎡程度を購入するのに 1 億円以上かかった。それから、狭山湖周辺の人道橋の事業の中で、測量委託、概略設計委託、詳細設計委託を行っており、使途としてどうかという話しも出ているが、4 千 6 百万円ほどかかった。</p>
亀山会長	<p>これは本来の主旨で使ったという理解で良いか。</p>
奥村課長	<p>その通りとなる。</p>
関谷委員	<p>「基本方針 I（みどりの保全）」での確保量が 55.07ha となっている。「I-1 緑地保全に基づく担保性の向上（丘陵等）」では 45.21ha となっている。55.07ha の内訳は、I-1 や他の数値としてわかるようになっているのか。</p>
児玉主任	<p>わかるようにはできていない。「基本方針 I」の 55.07ha のうち、「東狭山ヶ丘保全配慮地区」、「狭山丘陵保全配慮地区」、「河川流域保全配慮地区」の範囲に該当するものを抜き出して I-1 にまとめている。</p>

亀山会長	どこかの欄を集計すると、基本方針 I になる訳ではないと。
児玉主任	その通りとなる。
関谷委員	せっかくなのだから可視化されたり、わかりやすくなると良い。
亀山会長	どこの数値を積み上げるとこうなる、ということがわかると良い。
関谷委員	「基本方針Ⅳ（みどりの活動の推進）」で実績が 1,363 人となっている。「Ⅳ-2 みどりの活動に対する支援の充実」では 523 人となっている。523 人にどこかの数字を足すと 1,363 人になるのか。
児玉主任	先ほどの話しと同じになってしまうのだが、基本方針Ⅳの数値は全体の人数となり、Ⅳ-2 ではそのうち、「東狭山ヶ丘保全配慮地区」、「狭山丘陵保全配慮地区」、「河川流域保全配慮地区」で活動していただいている人数を抜き出したものとなる。
木村委員	「Ⅳ-13 みどりを育てる技術の普及」について、昨年、一昨年と同じ話しをしたのだが、回数は予算があるので増やせないものだと思うが、述べ人数がどう推移してきたかが大事になる。開催回数でなく人数として書いてもらえると良かった。
亀山会長	改定中の計画ではその辺りがわかるようにお願いします。他に無ければ次の議題に移る。 議題 2 駒ヶ原特別緑地保全地区の指定区域拡大について みどり自然課児玉主任から配布資料 3、駒ヶ原特別緑地保全地区拡大予定区域図（当日配布）について報告をおこなった。質疑応答については、次のとおりであった。
亀山会長	特別緑地保全地区について、現在も指定されているものとなるがさらに拡大をするということ。資料 3 の同意確認書未提出とは何か。
児玉主任	これまで説明会や説明資料の送付など地権者へ行ってきた。最終的に同意確認票を地権者に提出していただき、その中に同意、不同意の回答欄を用意した。こちらについて回答の提出を頂けなかったものが同意確認書未提出に該当する。

亀山会長	同意、不同意とも言ってもらえなかったということですね。
荻野委員	資料3に3種類の色が塗ってある。地権者に同意を得ようとしたが不同意となった場所については今回の指定には加えないで、同意を得られた場所だけ指定に加えるという理解で良いか。そうすると、拡大を検討していく場所がまだまだある訳だが、そこについても不同意となる可能性もある。頑張ったができなかったという話しだと思うし、仕方がないと言えばそれまでなのだが、もう少し成果を出せる取り組みはないか。
児玉主任	地権者へは何度も連絡を取るなどやってきたのだが、地権者の同意が得られなかった理由まで探ることができず、残念な結果となった。今回、不同意や未提出となったから終わり、ということではなく、今後も青色の部分について拡大を図っていく中で、ご賛同いただけるように説明をしていくことだと考えている。
亀山会長	なかなか根気のいる話しだと思うが、できるだけ連担して綺麗な土地にできると良い。非常に大変だと思うが。青色の拡大予定地というのはいつ頃の予定か。
児玉主任	今の拡大手続きが今年度内に終わる予定なので、間髪入れずに手続きに入りたいと考えている。
亀山会長	その際に、今回の不同意の方にももう一度聞いても良い訳だ。
児玉主任	その通りとなる。
亀山会長	できるだけその様な形で進めてもらえればと思う。
三ツ木委員	今回の予定地は地権者が判明しているからアプローチできたと思うのだが、今度の予定地は判明しているのか。
児玉主任	調査についてはこれからとなる。今回同様に調査、把握を行い、ご連絡を差し上げていくこととなる。
三ツ木委員	地権者も高齢になっていると相続に絡んで地権者数が多くなってしまったりする。相当な努力が必要になると思うので、頑張ってもらいたい。

<p>亀山会長</p>	<p>議題3 上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域の答申について みどり自然課荒井主査から配布資料4について報告をおこなった。質疑応答については、次のとおりであった。</p> <p>昨年、皆さんで現地を見に行き、もう少しこの辺りを加えられないかといった意見を頂いたものになる。それに基づき市で手続きを行い追加ができた。真ん中が抜けることがなく、かなり良い形で指定できる所までこぎつけてもらった。今日はこれについて市長に答申することになる。何かお気づきの点などあるか。</p>
<p>荻野委員</p>	<p>この里山保全地域と、先ほどの駒ヶ原と大変沢山の取組をされているのが良くわかる。みどりの行政が良く進んでいると、敬意を表したい。1つわからないのは、今回は水田が入っているが、それをどうしていくのか。水田をどの様にやっていくかは難しい話しだと思う。市民参加なのか、地権者をサポートするのか、具体的なことを考えていければ願います。</p>
<p>奥村課長</p>	<p>水田については、まだ地権者の方が一生懸命に頑張っていて耕作をされている。そこに市民の方が加わって酒米を育てているが、耕作はプロの地権者が行っている状況となる。今後、どの様にしていくか、地権者とも話しをしたのだが、高齢になり後継者もないため無くなってしまいかもということだった。この上山口は里山や水田の保全に非常に高い認識の方々が多く、関谷委員も良くご存知だと思うが、『「上山口地域ふるさと創生」を進める会』が4月に発足された。この会の活動方針が5つある中に「水田の維持・保全に関する活動。」と明記されている。直ぐにという話しではないが、せっきく里山保全地域に指定されるのだから、水田の景観が残るように地域の皆さんで頑張っていて、地権者からアドバイスをもらいながら水田を保全していこうとする体制が整いつつある。実際には耕作地と休耕田とあるのだが、会の方からは休耕田の地権者に承諾をもらい、まずそこを復元する所から始めたいと話しをもらっている。市としては大いに期待をしている状況となる。市もみどりのパートナー制度を用いて、若干ではあるものの活動の助成をしていきたいと思う。一緒に頑張っていきたいと思う。</p>
<p>亀山会長</p>	<p>これは今までになかった画期的な例となるので、上手くいくと良い。</p>
<p>関谷委員</p>	<p>4月28日に第一回の会があり、私も全体会議の会員にはなった。奥村課長から話しのあった通り休耕田を復活させたいという考えがある。当</p>

	<p>然、地権者の協力なしにはできないことなのだが。今後、具体的な動きをしていきたいという所まで話しにあがっている。</p>
亀山会長	<p>休耕田にひとたびヨシが生えると大変だ。ヨシの根はなかなか取れない。手伝ったことがあるのだが、抜いてもすぐにヨシだらけになってしまう。一度、休耕田にすると本当に大変だ。</p>
原口委員	<p>確認なのだが、計画書の案の審議の段階でも「水田」の指定を重視していたように思うのだが。あえて書かなかった理由はあるのか。</p>
荒井主査	<p>計画書は最初の頃のものとは基本的には変わっていないため、「水田」という表記は無かった。</p>
亀山会長	<p>言われてみれば、確かに水田という表記が無い。</p>
奥村課長	<p>今後、地域指定をされれば PR の機会もあるので、水田が含まれていることも強調しながら、情報発信をしていきたいと思う。</p>
亀山会長	<p>今回の場所が一番大きい指定面積となるのか。</p>
荒井主査	<p>その通りとなる。</p>
亀山会長	<p>これが加わった里山保全地域全体の面積はいくつになるのか。</p>
荒井主査	<p>約 47.75ha となる。</p>
亀山会長	<p>今回の指定が半分近くになる。随分頑張っている。この後も引き続きあるのか。</p>
荒井主査	<p>三ヶ島 2 丁目、旧鎌倉街道の拡大を検討している。</p>
荻野委員	<p>図の右上のゴルフ練習場の西側が一箇所大きく抜けているが、特段の理由はあるのか。</p>
荒井主査	<p>ゴルフ練習場が近いこともあり、他に土地利用を考えているという明確な理由が出てしまい、加えることが出来なかった。</p>
三ツ木委員	<p>計画書の文章に「西武ドーム」という表現があるが良いのか。</p>

奥村課長	現在は呼び名としては「メットライフドーム」となっている。
三ツ木委員	命名権でそうになっている。昔から住んでいる者は「西武ドーム」でわかるのだが。もしくは「西武」を取って「ドーム」とだけにするか。
荒井主査	確認する。
亀山会長	それでは、これで了解いただいたこととする。
	<p>議題4 その他</p> <p>みどり自然課荒井主査から次回の審議会の開催日程について説明が行われた。その後のやり取りは次の通りであった。</p>
関谷委員	<p>全体を通じての話したが、上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域、駒ヶ原特別緑地保全地区の指定の話があった。指定拡大をするのは喜ばしいことだし、成果があがっていくものと思う。ただ、指定をかけるということは、とりわけ強い担保性を持つ特別緑地保全地区の指定については、買い取り請求の際には買い取りしなければならない。今までも埼玉県と用地を購入し、特緑であれば国の補助をもらいながらやってきた。特に会議録に残したい点は、埼玉県みどり自然課と、駒ヶ原を含めたくぬぎ山地区の約束ごとがあるということ。所沢がこれだけ頑張っているのだから、川越、狭山、三芳についても当然、埼玉県が中心となって、今後、くぬぎ山について保全をしていかなければと。こういった意見があるということをしかりとアピールしてもらいたい。</p>
亀山会長	約束事とは具体的に何か。
関谷委員	くぬぎ山地区 152.4ha の買い取りについては、協力してやっていくというもの。購入する際の負担は所沢が3分の1、埼玉県が3分の1、国が3分の1という協定を結んでいる。それは市長、町長、県知事が判を押したものとなる。ただ実際の所、約束はあるにも関わらず制度が活用されていない。
亀山会長	その制度は、特緑にかけて行うというものか。
関谷委員	その様になる。特緑にかけてとなる。担保性が高まれば、後にはお金がかかる話しとなる。

亀山会長	それではここまでを含めて、審議を終了する。 4 閉 会
------	------------------------------------